

令和4年度 城陽市立東城陽中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、①未然防止、早期発見、早期対応、適切な初期対応に努める。②全教職員一致した指導方針の下、個別指導や集団指導の工夫と教育相談活動の充実を図る。③保護者や地域社会、関係機関との連携を密に行い、未然防止の取組を積極的に行う。この3つを基本方針とし、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「東城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

（平成25年9月28日施行）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。しかし、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認をし、全ての教育活動を通して「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

- (1) 日々の授業や道徳、行事の中で、望ましい他者との関わり方や規範意識を醸成し、互いの違いを認めあい一人一人が生き生きと活躍できるようにする。
- (2) 学校や地域、家庭においてボランティア活動や福祉体験、職場体験など様々な体験活動等を通して、個性の伸長と自己存在感、自己有用感などを育み、共感的人間関係など望ましい人間関係を育む。
- (3) ことばの力、ソーシャルスキルを育成し、人間関係を築いていけるようにする。
- (4) 生徒会を中心とした「いじめゼロ宣言」など、いじめ撲滅を目指した活動を展開する。
- (5) 学級や部活動などを通して一人一人の居場所づくりを進めていく。
- (6) 家庭・地域と連携し、学校以外でもいじめの未然防止に努める。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 相談しやすい雰囲気づくり、学級経営の充実。
- (2) 日常的な相談活動の実施。

- (3)年に2回の教育相談アンケートの実施。また、そのアンケートを元に定期的な教育相談の実施。(前期5・6月、後期11月)
- (4)各学期ごと(年3回)のいじめに関するアンケートを実施し、アンケートの結果を元に丁寧な教育相談の実施。
- (5)担任、学年生指、学年主任、生指主事、教育相談部長との連携を密にとる。
- (6)いじめに関する教職員研修の充実を図る。
- (7)家庭・地域との連携を密にし、家庭での変化も見逃さないようにする。
- (8)関係機関と連携し、多角的に生徒を見ることで、早期発見につなげられるようにする。

4 いじめへの対応(指導マニュアル)

いじめの事実が確認された(疑いも含む)場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、適切に指導に当たる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

- (1)問題事象の発生後、管理職も含め、直ちに学年生指の呼びかけで打ち合わせを持ち、担任と学年主任、生指が中心となり、方針を明らかにし組織的に指導に臨む。
- (2)事実関係を被害生徒と加害生徒及び周りに取り巻く関係生徒全員から情報を聞き取り、直接的な事実関係をもとに指導する。
- (3)問題行動に対する指導
 - ①問題点を指摘し、毅然とした態度で、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識のもと、指導をする。
 - ②自分の言動に対して責任の取り方を考えさせ、どういう点で頑張っていくのかを明らかにさせる。また、当該生徒の頑張りには教師全体で励ます。
- (4)保護者への報告は被害生徒には家庭訪問で、加害生徒・関連生徒には招校または家庭訪問により担任を中心に組織的に対応し、保護者へ報告を行う。保護者に正確な事実と指導を報告し、問題点と課題を明らかにし、今後の生活について考えていく。保護者に誠意を持って当たり、理解・協力を得る。
- (5)必要に応じて該当生徒の保護者会を持ち、互いの悩みを出し合い、今後の生活について学び合う場とする。
- (6)関係機関と連絡・連携し、多角的な視点から生徒の対応に当たる。
- (7)教育委員会へ報告し、組織的な対応、状況に応じた指示等を仰ぐ。

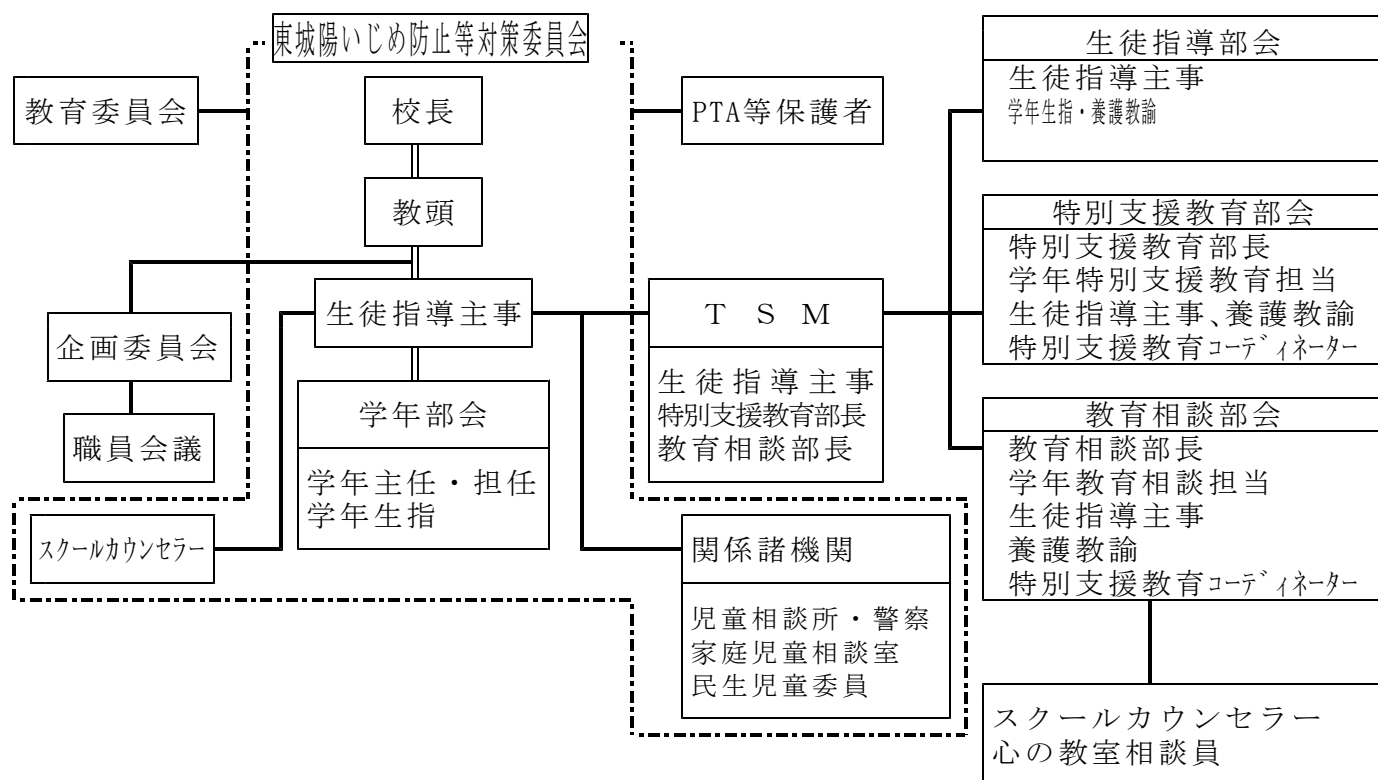
5 いじめの防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の「東城陽いじめ防止等対策委員会」が中心となり、その推進に当たり、学校全体で組織的に対応する。

- (1)東城陽いじめ防止等対策委員会の主な役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
 - ② 自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するために定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
 - ③ いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ④ いじめの疑いに関する情報(いじめアンケートや教育相談等の結果)や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
 - ⑤ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

(2) 構成員

管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談部長、学年主任、学年生徒指導 など



6 重大事態への対処

● 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるとき。
- 【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

- ・「いじめにより」とは
各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめであることを意味する。
 - ・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば
○生徒が自殺を企画した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合などのケースが規定される。
 - ・「相当の期間」とは
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。
- 【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「東城陽いじめ防止等対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には4に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。

(3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 ネットいじめへの対応

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われるいじめに対応するため、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

(1) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要であるが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う。

【学校が取り組むべきこと】

- ①生徒に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけでなく、道德の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭と連携を図る。
- ②ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、生徒会等の取組（スマホ・ネットトラブル〇宣言）を積極的に支援し、生徒の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。

(2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つである。そのために、学校における生徒一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要である。

【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童生徒の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

8 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ①本校PTA（アクティブネットワーク会議）との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ②学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等をホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

- ①警察、児童相談所と適切な連携を図る。
- ②城陽市家庭児童相談室との連携を図る。
- ③地域の主任児童委員、民生児童委員、青少年健全育成会議、アクティブネットワーク会議等との連携を図る。
- ④学校運営協議会（CS：コミュニティスクール）との連携を図る。